

平成21年度
教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検・評価報告書

平成22年8月
岡山県津山市教育委員会

— 目 次 —

ページ

I	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
1	点検・評価の導入の目的	1
2	対象事業と点検・評価の方法	1
	ー地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	2
II	点検・評価 達成度一覧	3
III	点検・評価シート	6
1	教育委員会の活動	6
2	教育委員会が管理・執行する事務	15
3	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	19
(1)	教育行政の推進と教育環境の整備・充実	19
(2)	学校教育の充実	20
(3)	学校給食の充実と食育の推進	23
(4)	青少年健全育成	24
(5)	文化財の保存・活用	25
4	教育委員会の権限に属する事務のうち市長部局の職員に 補助執行させる事務	26
(1)	スポーツ・武道の振興	26
(2)	幼児（幼稚園）教育	28
(3)	文化の振興	29
(4)	生涯学習・社会教育	30
IV	学識経験者の総評	34
	江 原 眞智子 （元小学校校長）	34
	森 本 信 一 （（財）津山社会教育文化財団 理事長）	35
V	今後の教育委員会の対応の方向性	37
VI	資料	39
(1)	平成21年度津山市教育振興施策の体系	39
(2)	平成21年度の教育予算の内訳	40
(3)	平成21年度教育委員会の体制と事務分掌	42

I 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

1. 点検及び評価の導入の目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関です。創造的で人間性豊かな人材を育成するため、生涯学習の推進をはじめ、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく上で、教育委員会制度は重要な役割を担っています。そして、教育委員会が協議決定した教育方針と施策について、教育長が統括する事務局が広範かつ専門的な教育行政事務を執行するものです。

このようなことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)の一部改正により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められました。

「教育委員会の点検・評価」を市民の代表である議会に報告することにより、市民への説明責任を果たし、信頼される効果的な教育行政を推進するものです。

2. 対象事業と点検・評価の方法

(1) 対象事業

津山市教育委員会が策定した「平成21年度教育方針・主要事業」への取組並びに達成状況について、下記の項目別に点検・評価を行いました。

- ・教育委員会の活動
- ・教育委員会が管理・執行する事務
- ・教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務
- ・教育委員会の権限に属する事務のうち市長部局の職員に補助執行させる事務

(2) 評価方法

教育方針の大項目における中項目と小項目について達成度により評価しました。

[大項目1～、中項目(1)～、小項目①～]

- ・達成度(A～D)
 - A・・・達成している(95%以上)
 - B・・・ほぼ達成している(80%以上)
 - C・・・概ね達成している(60%以上)
 - D・・・達成していない(60%未満)

※評価項目ごとに評価の視点(理由・内容)を記載しました。

(3) 点検・評価の期日

平成22年3月31日

(4) 報告・公表

平成22年9月津山市議会へ報告し、津山市教育委員会ホームページに掲載するとともに事務局での閲覧を行います。

3. 学識経験者による知見の活用

点検・評価にあたっては、地教行法第27条2項の規定により教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされているため、外部評価者2名の総評を付し、点検・評価の客観性を確保することとしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。